

軍事極秘

1211

執務規程

南方軍政總監部

南方軍政總監部



C140

南方軍政總監部
執務規程

1212

南總政密第二六〇號

軍政總監部執務規程件達

部内一般

南方軍軍政總監部執務規程本冊、通定ム

昭和十八年二月一日

南方軍軍政總監 黒田重徳

軍政總監部執務規程

一 總則

第一條 南方軍軍政總監部ニ於ケル執務要領ニ關シテ

ハ戰時高等司令部勤務令、南方各軍司令部勤

務令及南方軍總司令部處務規程ニ依ル外本

規程ニ依ル

二分掌

第二條 軍政總監部ニ左ノ部ヲ置ク

總務部

經濟部

交通部

厚生部

調査部

敵産管理部

右各部他軍政會計監督部ヲ置ク

第三條 總務部長ハ軍政總監ヲ補佐シ其意圖ヲ承ケ

軍政總監部一切業務ノ統轄整理ニ任ス

第四條 總務部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 軍政ニ關スル業務ノ大綱及統制ニ關スル事項

二 軍政總監部一般業務ノ統轄

- 三、軍政ニ關スル陸海軍協定ノ細部ニ關スル事項
- 四、軍政實施ノ監督ニ關スル事項
- 五、人事及功績ニ關スル事項
- 六、公文書類及成案文書ノ審査接受及編纂
保存ニ關スル事項
- 七、官印ノ管守ニ關スル事項
- 八、司法及敬言務ニ關スル事項
- 九、物資生産及生産力擴充ノ基本ニ關スル事項
- 五、總動員及物資動員ノ基本ニ關スル事項

- 二 各軍軍政機關ノ編制職域ニ關スル事項
- 三 軍政會計豫算ノ基本ニ關スル事項
- 三 機秘密保持ニ關スル事項
- 四 軍政會計監督部ニ關スル事項
- 五 賞罰ニ關スル事項
- 天 休暇出張視察ニ關スル事項
- 五 條令法規ニ關スル事項
- 六 會計經理ニ關スル事項
- 九 宣傳ニ關スル事項
- 三 一般取締其他各部ニ屬セサル事項

第五條 經濟部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一、工業、鑛業、農林業、畜産業、水産業等産業ニ關スル事項

二、南方民間企業經營ノ監督指導並補助ニ關スル事項（他部ノ所掌事項ヲ除ク）

三、商業ニ關スル事項

四、物資ノ生産配給ニ關スル事項

五、資源回收ニ關スル事項

六、産業獎勵ニ關スル事項

七、特許ニ關スル事項

八、金融財政幣制為替及稅務ニ關スル事項

九、貿易ニ關スル事項

一〇、軍政會計豫算決算ニ關スル事項

一一、銀行保險ニ關スル事項

一二、物價ニ關スル事項

第六條 交通部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一、陸運陸上交通及海運海上交通ニ關スル事項

二、郵便電信電話ニ關スル事項

三、航路船舶海員ニ關スル事項

四、造船ニ關スル事項

五、港湾施設ニ關スル事項

六、自動車政策ニ關スル事項

七、航空ニ關スル事項

八、道路及土木ニ關スル事項

第七條 厚生部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一、進出邦人並ニ其ノ教育練成指導ニ關スル事項

二、思想教育宗教民族ニ關スル事項

三、衛生醫藥防疫ニ關スル事項

四、國土計畫都市計畫ニ關スル事項

五、拓殖移民ニ關スル事項

第八條 調査部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一、政治經濟資源文化等ノ調査ニ關スル事項

二、統計及資料ノ作成ニ關スル事項

三、資料ノ蒐集整備編纂及保存ニ關スル事項

四、機秘密以外ノ圖書ノ保存刊行並出版檢閲ニ

關スル事項

五、學子術ニ關スル事項

六、調査研究機關ニ關スル事項

第九條 敵産管理部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一、敵産ノ調査及管理ニ關スル事項

二、敵産ノ評價利用及拂下ニ關スル事項

第十條 軍政會計監督部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一、軍政會計經理ノ監督ニ關スル事項

二、南方民間企業ノ會計及原價ノ監査ニ關スル事

項

第十一條 各部長ハ軍政總監ノ命ヲ承ケ部内ヲ統轄シ部務

ヲ掌理ス

第十二條 部員及附ハ上官ノ命ヲ承ケ担任ノ事務ヲ掌ル

第十三條 准士官下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務

ニ服ス

第十四條 必要ニ應ジ各部ニ所要ノ有給若クハ無給ノ嘱

託ヲ置クコトヲ得

嘱託ハ専門事項ニ關スル調査研究ニ従事ス

第十五條 部長欠員ナル時又ハ事故アル時ハ特ニ示ス場合

他當該部、高級先任者部長、職ヲトルモノトス

三服・務

第十六條 常ニ大東亞戰爭ノ本質ニ透徹シ新日本建設ノ理想ヲ明徴ニシ軍政ノ本義ヲ體現シ常ニ上司ノ意圖ヲ体シ之ヲ基調トシテ各軍軍政ノ實情ヲ把握シ且各地域ノ特性ヲ詳知シ以テ軍政施策ノ適確敏速ヲ期スルモノトス

第十七條 軍政ニ携ハル者ハ先ツ身ヲ正シクシ至誠殉國ノ熱意ト勇往積極ナル實行力ヲ養ヒ敵智ヲ以テ事

ニ當リ常ニ率先垂範ヲ以テ行動ノ基本トスルヲ

要ス

特ニ軍紀ヲ確立シ風紀ヲ振作スヘシ

第六條 軍事施策ノ目的ヲ確認シ一般政治ヲシテ之ト

相離セシムルコトナク常ニ之ヲ培養推進スルコト肝

要ナリ

第九條 企劃指導ニ方リテハ目的ヲ明徴ニシ實行ノ爲ノ

諸元ヲ的確ニ把握シ廣ク且深ク考察ヲ遂テ特

ニ實行ノ能否ニ心スルコト肝要ナリ

第三條各軍軍政監部等ニ對スル軍政總監部ノ意

圖徹底特ニ命令指示ノ實行ニ注意スルト共ニ

(實行監督)報告通報ニ留意スルト肝要ナリ

上司ニ對スル實行報告(中間報告)及關係各部

等左右ノ連繫ヲ勵行シ業務ニ齟齬滯ナカラ

シムルヲ要ス

第三條重要ナル策案ノ決定ニ方リテハ所要ノ部員及

附ヲ集メ研究ヲ行フモノトス

第三條特ニ機密保持防諜ニ留意スヘシ

南總参第一第一〇八二号

檢閱規程中訂正件通牒

昭和十八年二月一日南方軍總参謀長 星田春徳

陸軍省官 本村兵太郎 即殿

南總参第一第九七二号より示達見檢閱規程中

左記ノ通訂正等之件依命通牒ス

左記

第四條ノ系標團長(第二憲兵隊長)及第十三條

(第一條ノ系標團長)ノ支之制添ス

第五條第二項ノ系標團長ノ支之系標七隊

司令官ニ寄正ス

通牒之 林、山、高、堅、雄、信、司、殿

兼、先、次、長、次、官、

陸軍

東京 納川